令和８年度第２回　電気機械専門部会　議事録

１　開催日時、場所

日時　令和８年10月２日（金）　午後１時27分～午後２時39分

場所　ホテルパークウエストン　サロンE（徳島市南前川町３－１－22）

２　出席者

(公益委員)　稲倉委員　竹原委員　段野委員

(労側委員)　木戸委員　矢藤委員　横井委員

(使側委員)　久米委員　鴻池委員　五島委員

３　主要議題

（１）電気機械器具製造業最低賃金改正審議について

（２）その他

４　議事

○事務局（賃金室長）

定刻より少し早いですが、委員の皆様がお集まりですので、専門部会を始めさせていただきます。稲倉部会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

○稲倉部会長

それでは、ただいまより本年度第２回「電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

事務局は委員の出席状況を報告してください。

○事務局（室長）

本部会は、最低賃金審議会令第５条第２項により、審議会全委員の３分の２である６名以上、又は各側委員の３分の１である各１名以上の出席で成立することとなっております。

本日は、９名全員の委員が出席されており、本部会が有効に成立していることを報告します。

また、最低賃金法第25条第５項に基づき、特定最低賃金の改正決定に係る意見を関係労使に求める公示を行いましたが、意見の提出はありませんでした。

以上です。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

それでは最初に、本日の資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局（賃金室長）

お手元の資料をご覧ください。

１ページの資料１は特賃専門部会委員の名簿になります。

２ページの資料２は、８月27日開催の第６回本審で局長から審議会会長あてに諮問した一般機械の金額改正諮問の諮問文の写しになります。

３ページの資料３は、答申日別の最短効力発生日を把握する表となっています。例年12月21日を特賃の発効日としておりますが、今年は祝祭日の関係上、最も近いのが12月24日となります。この12月24日の発効を目指すのであれば、10月23日までの答申が必要とのことで赤枠を付けているものです。

７ページの資料４は、地賃・特賃の改正金額の推移となっています。特賃の優位性の項目は特賃と地賃の金額差を表しています。ご承知のとおり、特賃は地賃より高い金額での設定が必要となっているところですが、電気機械においては平成24年度には金額差が112円であったところ、昨今の地賃の大幅引上げもあり、令和７年度は59円にまで縮まってきています。

８ページの資料５は、四国各県の特定最低賃金の推移になります。四国各県の特定最賃の平成21年度以降の推移表です。下の表が電気機械で、四国４県で設定されていますが、高知は令和２年度に地賃を下回り、以降埋没した状況が継続しています。

９ページの資料６は、今年度答申された地域別最低賃金の全国一覧です。徳島県は目安額56円に対して１円加算した57円を引上げ、時間額1,103円で答申されています。

10ページの資料７は、今年度実施した最低賃金基礎調査結果のうち調査対象業種が「電気機械」の調査結果です。資料の調査対象は、労働者数99人以下の規模の事業場となります。集計概要をご覧ください。６月の調査時点で現行の最低賃金額1,105円を下回っている労働者の割合を示す未満率は、全体で9.42%となっています。その下の月平均賃金額は270,371円で、これを１時間当たりに換算した平均時間額は1,664円となっています。

12ページの２（２）の表は、賃金分布、影響率を表したグラフです。

現在の一般機械の特賃である1,105円に目安額である56円を加算した1,161円になった場合、最低賃金を下回ることとなる労働者の割合が24.17%生じる予想となっています。

15ページの資料８は、日銀短観からみた徳島県内企業の業況判断推移となります。昨年末までは徳島県内の製造業、非製造共に上向き傾向が認められていたものの、今年に入ってから急落しており、製造業においては今年の３月から６月にかけては横ばいといった状況が認められます。

16ページの資料９は、全国の中小企業における景況調査結果の資料となっています。

18ページ下段のグラフに電気・情報通信機械器具・電子部品製造業の業況判断D.I.のグラフがありますが、2025年4-6月期を底に、プラスには届かないものの、４期連続で上昇していることが認められます。

34ページの資料10は令和２年以降の徳島県内の倒産件数・負債総額の推移となっています。なお黒字が各月の件数や負債額、赤字がその月までの累計となっています。

令和８年は上半期である６月までのデータとなっていますが、１月～６月までの倒産件数の累計では、令和２年以降で最も倒産件数が多くなっています。

35ページをご覧いただくと令和６年以降での業種別倒産件数を表していますが、小売業・サービス業の倒産件数が例年になく増えていることが認められます。

資料の説明は以上です。

○稲倉部会長

ただ今の説明について質問等があればお願いします。

○[redacted]委員

資料12ページの賃金分布、影響率のグラフの部分ですが、現状の1,104円以下の未満率

が9.42%で、目安の56円どおりの引き上げとなった場合が24.17%に跳ね上がるという、けっこう大きく影響を受けるという意味でよいでしょうか。

○事務局（賃金室長）

おっしゃる通りです。ただし、母数が少ないので、全体的に9.42%と高めに出てしまっているという面もあります。あくまでも、調査対象の事業場から回答があったそのままのデータを反映させた統計上の数字とご認識をいただけたらと思います。

○稲倉部会長

他にございませんでしょうか。

それでは本日は、本年度の金額改正について労使委員より基本的な考え方などをお伺いしたいと思います。

なお、本専門部会は、第３回目を10月13日の火曜日、予備日として10月21日の水曜日を予定しています。第３回の専門部会における結審に向けて、大筋での合意形成ができるように目指していきたいと考えています。

各委員の皆様方のご協力をよろしくお願いします。

それでは労側、使側、どちらからでも結構ですので見解をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

まずは労側、お願いいたします。

○[redacted]委員

労働者側から、[redacted]がご説明します。

電機産業に働く労働者の生活の安定的な役割を果たす電機最低賃金の設定と改正、さらには徳島県における当該産業の発展に寄与できるよう、以下要点を絞って説明させていただきます。

まず、特定最低賃金の意義・役割と情勢です。

特定最低賃金は、同じ産業で働く基幹的労働者の入口賃金としての機能を持ち、労使交渉の手段を持たない未組織労働者に対して、労使交渉の補完・代替機能を担う我が国唯一の法に基づくシステムです。特に強調したい点は、製品の買いたたきや賃金の不当な切り

下げを防止し、サプライチェーン全体の健全な成長と事業の公正競争の確保を図るために、極めて重要な役割を果たしている点です。

電機連合の2026年闘争では、多くの加盟組織で18歳見合いの産業別最低賃金について、213,000円以上への引き上げを実現しました。また、政府も全国平均1,500円の早期達成や価格転嫁の環境整備を強力に推進しております。

こうした状況を踏まえ、地域別最低賃金とは異なる役割を持つ特定最低賃金について、関係労使の真摯な話し合いによる合意形成を強くお願い申し上げる次第です。

次に、最も訴えたい内容です。

徳島県では今年11月より地域別最低賃金が57円引き上げられ、1,103円に改正されます。これに対し、現行の特定最低賃金は1,105円であり、その差はわずか２円にまで縮小し、逆転寸前の状況にあります。

特定最低賃金は地域別最低賃金に単に追従するだけでなく、基幹的労働者の安全網として、実質的な優位性を確保・維持することが不可欠です。

特定最低賃金は、全ての労働者の安全網である地域別最賃とは異なり、基幹的労働者を対象としているため、相対的に高い水準の確保が不可欠です。

企業内最低賃金協定の水準を意識した引き上げを行うことで、正規雇用と非正規雇用の不合理な待遇格差の是正に寄与します。

政府統計において、徳島県の電機産業は製造業比で従業員数30.07%の全国４位、生産額は27.02%で全国８位を占めています。徳島県内の製造業雇用の３割を支える産業であり、四国の成長戦略、GX、蓄電池、半導体等も中核を担うからこそ、労働者にふさわしい水準への上昇が必要です。

国の労務費指針でも、最低賃金の上昇は価格転嫁の合理的な根拠として尊重されるべきと明記されています。特定最賃の引上げが下請企業における適正な価格転嫁をする力強いエビデンスとなります。

電機産業の１時間当たりの付加価値は、製造業平均を20%上回っております。一方で１時間当たりの雇用者報酬は14%ほど上回っているものの、付加価値や高い生産性が人件費に十分反映されていません。

深刻化する人材不足の中で、若手技術者を地域に定着させるためにも、水準改善が求められます。

徳島県内の一般機械は1,134円となっており、現在29円の格差が生じています。計画的な格差是正が必要と考えております。

これらを踏まえ、労働側が考えている具体的な金額改正の水準の考え方は以下のとおりです。

電機連合の2026年闘争結果では、18歳見合いの企業内最低賃金は213,000円となりました。所定労働時間をもとに時間額換算すると、1,380円となります。

誤解のないように申し上げますが、いきなり1,380円に引き上げるべきという主張ではありません。あくまでも基幹的労働者の入口賃金として目指すべき中長期的な到達目標として掲げているものです。

今年度の審議においては、地域別最低賃金との差がわずか２円という異常事態を解消し、基幹産業としての労働の価値にふさわしい優位性をしっかり取り戻すため、確実な引き上げの合意を強く望むものです。労使双方にとって納得のいく全会一致による妥結を目指し、真摯な審議をお願い申し上げて、労働側の意見と説明といたします。以上です。ああありがとうございます。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

労側の委員の方、補足などありませんでしょうか。

（特になし）

○稲倉部会長

ありがとうございます。

では、使側の委員からもご説明をお願いします。

○[redacted]委員

使側委員の[redacted]でございます。今年もよろしくお願いいたします。

今年度の専門部会の資料を拝見して、近年の推移と、先ほど労側からも心配している点として挙げられていた一般機械の特賃との格差や、地賃との差が縮まってきている点は、

我々としても非常に懸念するところです。そういった意味では、特賃をしっかりと上げていきたいという労側のお気持ちは我々も当然理解しておりますし、使側も頑なに拒否するものでは全くないという前提で話ができると思います。

ただ、この後、使側でも打ち合わせをさせていただきたいところですが、まずは我々の置かれている状況を少しお話できればと思います。

電機部品、デバイスの業界は、世の中で言われているような好景気感は経営者の立場としては感じ切れてないというのが正直なところです。

資料にも倒産件数等々のお話がありましたが、極端に急激に上がり過ぎる最低賃金は、我々ももちろんそうですが、小規模の企業はなかなか看過できない大きな問題となってきています。今年度の目安の56円を踏まえながら、全会一致できる形を目指していければと思っています。

その中でこの１年で経営環境として変わってきた部分をお話いたします。

まず報道もされているとおり、金利が急上昇しています。６月に続いて９月も0.25%上昇しました。コロナ以降、企業側の短期もしくは長期の借り入れが増えていまして、支払金利が問答無用で増えていくことになります。その点は無視しきれない点があります。

もう１点は、取適法が今年の１月から施行されました。

我々発注者が取引業者さんに対する支払条件が、例えば企業規模によって手形返済が軒並み使えなくなり、支払いサイトが短くなりました。政府方針の中で、50、60日まで、短縮されていたものですが、それが基本的には翌月の支払いとなりました。使用者側がお客様からいただくお金は、仕事を完遂した上でお支払いをいただく形になりますが、その時点で、取引業者さんに対する支払いサイトが早くなっていますので、資金繰りが厳しいという声は聞いています。

今回の審議に当たって特賃の対象となっている企業数社に意見をお聞きしました。やはり全ての企業で金利上昇と取適法の影響による資金繰りが問題になっているということでした。

社員に対する賃金と一緒にしてはいけないのは理解していますが、資金繰りの厳しさが増しているので、それらも含めて慎重に議論していきたいと思っています。

私からは以上となります。ありがとうございます。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

使側の委員の方、他に補足などありませんでしょうか。

○[redacted]委員

本日の丁寧なご説明、誠にありがとうございます。労側のご意見に対してきっちり回答できるように準備してまいりますので、よろしくお願いいたします。

１点質問がありますが、1,380円を目指すということで、この最終年度はいつを目指しているのでしょうか。よろしければ教えてください。

○[redacted]委員

お疲れ様です。[redacted]です。今の1,380円というのは、いつまでにということではなく、電機産業の2026年の春季闘争における213,000円を所定労働時間で割った金額ということです。今後、この金額は闘争を繰り返すたびに変わっていくとご理解いただければと思います。

○[redacted]委員

ありがとうございます。裏を返せば、今でも1,380円でもおかしくないということですね。ありがとうございました。

○稲倉部会長

他にお互いの内容についてご質問などありますか。

○[redacted]委員

[redacted]委員が先ほどおっしゃられたとおり、会社としては今、設備投資を主にされている時期と思います。DXやAIなど世の中が変わり、働き方自体もすごく変わっていく中で、その環境に合った設備投資を進めていっていると思います。

ただその中で、どこの会社からも人材不足という問題を非常に聞いておりますので、その点についても、ご意見を伺えたらと思います。よろしくお願いします。

○[redacted]委員

人材不足でいうと、慢性的に不足していると言えると思いますが、電機産業の中では大きく２つに分かれると思います。

例えば、大量生産向けの事業をされている会社では、機械を設置して製造自体は主には機械が行いますが、その機械のオペレーターの人材不足があります。あとは、お客様からの仕様を元に個別に一品一応で作っている会社では、先進的な技術を持ったエンジニアの人材不足があります。

県内の多くの中小企業が、それほど採用がうまくいっているとはなかなか言い難く、母数自体が減っているということもありますが、賃金、休日、福利厚生など労働条件の面で多くの中小企業が歯がゆい思いをしているというのが共通の認識ではないかと思っています。

本当はもっと積極的に採用したいところですが、外部環境というところで、世の中の製造業の業績が上がっていることと裏腹に、地域の中小企業が受注できる仕事量はムラがあります。昨年は受注が少ない中、なんとかやりくりをしていた状況がありました。そういった先行きの不透明さがある中で、求人を積極的に行う、もしくは条件面を大きく改善させるというのも、経営的には重荷になる部分もあり、どの程度積極的に採用していくか非常に悩ましい判断をしながら、日々経営に向き合っているところです。

○[redacted]委員

ありがとうございます。先日の特賃が適用される企業訪問に参加させていただきました。その企業は多品種を対応されていて、多能工な人材を求めていると言われていました。

最低賃金に対する考え方の中で、企業が求めている人材と応募してくる人材とのギャップがあるため、ただ応募をかけるだけでなく、人材専門業者に依頼しているとも言われていました。

ただ、最賃に関しては、最低賃金で来てくれる人材と、技術的な差はどうしても埋められないと言われており、会社によっては、人材とのギャップが大きいという印象を受けました。

最低賃金は世間の目に触れる部分であり、入口賃金になりますので、四国の中では最低賃金の金額は重要な位置にあると考えております。ですので、見劣りのしない金額改正を今後の審議の中で取り入れていただけたらと考えております。よろしくお願いします。

○稲倉部会長

労側、使側の皆様、とても丁寧な議論をありがとうございます。

それでは、各側から金額の提示をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。では労側からよろしくお願いします。

まだ意見がまとまっていないようであれば、労側だけでとりまとめる時間をお取りします。

使側は金額の提示はできますでしょうか。使側も時間が必要でしょうか。

では、労使それぞれ打ち合わせの時間を取りたいと思います。

事務局は打ち合わせ会場への誘導をお願いします。

（労使それぞれ別室で打ち合わせ）

○稲倉部会長

それでは審議を再開します。

労使の皆様に協議をいただいたところですが、金額の提示についてご意見を伺いたいと思います。

労側からお願いします。

○[redacted]委員

[redacted]から提示させていただきます。

先ほど、電機連合の長期的な目標水準として1,380円とお話ししました。例えば、5年間でこの差を縮めていこうとすると、現行にプラス112円が必要となります。しかし、使用者側のお話をお伺いし、資金繰りが厳しいなどの中で、さすがにプラス112円の提示は難しいと思っています。

徳島県の電機産業は、報道ベースでは今年は設備投資計画として製造業で814億円の

中、電機産業が605億円と出ており、電機産業が徳島県の中の投資のうち75%近くを占める主要な産業として、徳島県の産業を牽引していかなくてはいけないという状況を、労働者側としては参考とさせていただきたいと思っています。

今、電機産業で活発に設備投資が行われている中で、産業の成長を実現させていくためには、人材の確保が課題であり、人への投資も必要と考えますので、労側としては、地賃がプラス57円となったことも踏まえ、電機産業が主となって県を牽引していく中で、一般機械と比較して29円低い状態でもありますので、57円に一般機械との差を解消する29円上乗せしたプラス86円でお願いしたいと思います。以上です。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

次に、使側お願いします。

○[redacted]委員

ご意見ありがとうございました。なかなか厳しい提示と考えています。使側の説明は先ほど簡単にさせていただいたとおりです。

[redacted]委員からご説明のあった設備投資ですが、75%の600億円強が電機産業ということで、徳島県の同業界でそれだけ設備投資がなされているというのは素晴らしいと思いますし、我々も同じ業界の中で仕事ができることを本当に誇らしく思います。

しかしながら、最低賃金の影響は、県内の同業種の大手から中小零細企業まで等しくかかってくることになりますので、その点では、慎重に考えていかなければいけません。

金額を申し上げると、地賃がプラス57円ですので、本日は同額のプラス57とさせていただきたいと思います。

ここからどのようにすり合わせをしていくかが今後の焦点になってくると思いますが、県内の同業種の中小零細企業の声も踏まえつつ、産業自体が縮小してしまうと元も子もないので、人材確保したいという思いもありながらも、倒産を増やさないという観点からも、次回までに何らかの資料を作って、ご提示できればと思っています。

今日のところはプラス57でよろしくお願いします。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

労側委員より1,191円、使側委員より1,162円の提示をいただきました。

この後の審議方法については、例年であれば、公労、公使の順で二者協議を行っているところですが、いかがいたしましょうか。

○[redacted]委員

先ほど[redacted]委員から説明をいただきありがとうございます。

次回の審議までにいろいろと確認していただくということもありましたし、そういった点も踏まえて、今後すり合わせをさせていただきたいと思いますので、今日の時点では、この段階にさせてもらえないかというのが正直なところです。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

労側委員から、今日のところはここまでで、というお話がありましたが、使側はいかがでしょうか。

○[redacted]委員

使側も同じで、今日のところはここで終わらせていただいて、前向きに検討したいと考えています。

○稲倉部会長

ありがとうございます。

他の委員の皆様、何かご意見があればお願いします。

○[redacted]委員

事務局から配布された資料の34ページ、35ページに倒産件数が載っていますが、業種別で見ると製造業を他の産業に比べると、決して低い数字ではないことがわかります。そこで、どういう理由で倒産したのかという一歩踏み込んだ情報があれば、ご提示いただけま

すと幸いです。

○事務局（賃金室長）

倒産情報については民間シンクタンクのデータを集約して作成していますが、都道府県別の倒産理由のデータの存在は確認できていないところです。

○[redacted]委員

分かりました。ありがとうございます。

もう１点、若者の県外流出についてです。私もだいぶ歳を重ねてきて、自分の子供のことですが、徳島県にはいません。若い人が徳島に残りたくなったり、Uターンしたくなるようなことも考えて、賃金にも魅力を感じてもらえるような最低賃金の引き上げに労使で協力していけたらと考えております。よろしくお願いします。

○稲倉部会長

それでは本日は各側で一旦持ち帰っていただいてご検討いただくということでよろしいでしょうか。

（委員から「異議なし」の声）

○稲倉部会長

公益委員の皆さんもよろしいですか。

（委員から「異議なし」の声）

○稲倉部会長

それでは改めて本日の審議における労使双方のご主張を取りまとめますと、労側は現在の1,105円に86円を引き上げて1,191円というご意見、使側は現在の1,105円に57円を引き上げて1,162円というご意見になっています。

次回は、本日の審議を踏まえ、金額について労使双方で更に検討いただき、次回専門部

会において、全会一致で結審できますようよろしくお願いします。

事務局から、改めて次回の日程と決定の手続きなどについて説明をお願いします。

○事務局（室長）

次回の専門部会は、10月13日の火曜日の13時30分からの開催予定となっています。会場はあわぎんホール４階の会議室４です。

次に特賃決定に係る手続きについてですが、当専門部会において全会一致で結審した場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、専門部会の議決を審議会の議決とすることが第１回本審で決議されておりますので、その場で諮問に対する答申手続を行うこととなります。

部会長からも冒頭に説明がありましたとおり、予備日を10月21日に設けていますが、予備日を用いてもなお、金額に隔たりがある場合は、採決により決定し、部会報告を取りまとめ、本審を開催して審議・採決の上、答申するということになります。

ただ、特定最低賃金に関しては地域別最低賃金と異なり、労使のイニシアチブにより決定されるもので、全会一致が原則となっていることから本審の開催日は設定しておりませんので、採決に至った場合は改めて本審の日程調整を行うこととしております。

以上です。

○稲倉部会長

ただいまの事務局の説明に対するご質問等はございますか。

その他、お伝えしたいご意見等がありましたら、ご発言願います。

（委員から特に意見なし）

○稲倉部会長

それでは、本日はこれで閉会とします。お疲れ様でした。

（閉会）